

第13回 重点方針専門調査会 議事要旨

(開催日時等)

- 1 日時 平成30年4月12日(木) 10:00～12:05
- 2 場所 合同庁舎8号館8階特別大会議室
- 3 出席者 肩書は開催当時
会長 佐藤 博樹 中央大学大学院戦略経営研究科教授
議員・委員 小山内 世喜子 男女共同参画地域みらいねっと代表理事
川島 高之 特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパン理事、特定非
営利活動法人コチカラ・ニッポン代表
白河 桃子 少子化ジャーナリスト、作家、相模女子大学客員教授
末松 則子 鈴鹿市長
鈴木 準 株式会社大和総研政策調査部長
高橋 史朗 明星大学特別教授
種部 恭子 医療法人社団藤聖会女性クリニック We 富山院長
堀江 敦子 スリール株式会社代表取締役
南 壮一郎 株式会社ビズリーチ代表取締役社長
室伏 きみ子 お茶の水女子大学長
横田 響子 株式会社コラボラボ(女性社長.net 企画運営)代表取締役

(議事次第)

- 1 開会
- 2 議事
「女性活躍加速のための重点方針2018」に盛り込むべき重点取組事項について
・女性の健康
・若年妊娠、ひとり親家庭への支援
・スポーツ分野の女性活躍
・国家公務員・地方公務員の男性育休の取得促進
- 3 閉会

(議事概要)

「女性活躍加速のための重点方針2018」(以下「重点方針2018」という。)の検討に向けて、
・女性の貧困やひとり親家庭への支援について、首都大学東京 阿部 彩教授から
・女性の健康、若年妊娠について、種部委員から
それぞれプレゼンテーションを行った(資料1、2)。
続いて、「女性の健康」、「若年妊娠、ひとり親家庭への支援」、「スポーツ分野の女性活躍」及
び「国家公務員・地方公務員の男性育休の取得促進」をテーマに、各府省庁からのヒアリング
を行った上で、意見交換を行った(資料3-1、3-2、4-1、4-2、4-3、5、6-
1、6-2、6-3)。

(委員等からの主な発言)

【女性の健康について】

- ・がん検診受診のクーポンは、検診を受ける必要がない時もらっても意味がないので、年度の制約なく使いたいときに使えるようにできないか。

【若年妊娠について】

- ・(若年者は)妊娠が起きて、最初に受診するためのお金がないということが多い。そういう者に対して、妊婦健診の補助券を女性健康相談センターで一枚だけでも交付するなど、医療へのアクセスを上げるというようなことを検討されたい。
- ・妊娠した生徒に対する支援等の対策は、実効性があるものにしていただきたい。学校を続けていくことの支援だけでは不十分で、包括的な支援をお願いしたい。
- ・妊娠した生徒への対応等についての通知から、支援につなげるためには、厚労省の業務との連携が大事。
- ・フランスなどでは、緊急避妊ピルを高校生のカップル等が匿名で、薬局で買えるようになっているが、日本では保険証を持ってクリニックに行かなければならず、親の介在が必要で匿名性が無い。
- ・最近、大学生のために、性行為をする場合は双方の同意を確認しようという性の同意原則を大学生に教えるためのハンドブックの配布が民間の取組として始まっているが、そもそも大学生以前の教育の中でそのようなことが教えられていないということであり、取組が必要。
- ・妊娠して学校を中退した女性は学ぶ機会を失っており、経済的困難・貧困の連鎖にもつながることから、妊娠しても学び続けられる環境整備と、人権及び男女共同参画の観点からの性教育が非常に重要。

【ひとり親家庭への支援について】

- ・ここ数年で、低年金・無年金対策や、ひとり親家庭に関しては児童扶養手当法の改正等、生活困窮一般に関しては生活困窮者自立支援制度が、ほかにも奨学金の制度の充実等、様々な取組があるので、その実態を調査して、正しいやり方で行われているのか、効率的なやり方で行われているのかを見極めた上で、重点方針を考えていただきたい。特に、女性に関しては考える必要性が高い。
- ・(学校等で行われている)様々な啓発や情報提供が、貧困層に全く届いていない。例えば、学食に少し補助金を出してでも良質な食事を食べられるようにするといったような、直接アプローチする方法でないと、貧困層には届かないのではないか。

【スポーツ分野の女性活躍について】

- ・トップアスリートについては非常に恵まれた環境でケアを受けているが、問題は学校の部活動の現場。例えば、指導者と養護教諭が連携して相談を受けるなど、(女性アスリートの)支援体制の整備について、検討いただきたい。

【国家公務員・地方公務員の男性育休の取得促進について】

- ・男女ともに仕事と子育て等を両立できるようにするためには、トップのコミットメントと、能率的な働き方が必要とのことであるが、「現場が全然変わっていないから、能率的にしてほしい」という声が圧倒的に多い。トップのコミットメントと育休目標設定は、多くのところで行われ

ており、足元から効率化することを検討されたい。

- ・国家公務員が家庭で子育てをすることは、一番の現場に入ることになる。単純に休みをとるのではなく、課題を与え、報告させ、その体験を業務に生かすなどの取組を行うと、国家公務員が育休を取る意義が出るのではないか。

(以上)